

受 理	7 年陳情第 2 号	陳 情 者	伊方原発をとめる会 事務局長、事務局次長 市内個人
	令和 7 年 2 月 21 日		
件 名	住民の、生命、自由及び幸福追求権が侵害されないよう、知事に伊方原発稼働同意の撤回を求める決議に関する陳情書		
陳 情 の 要 旨			
【陳情趣旨】 私たちは司法の力で伊方原発を止めるために裁判を行っています。裁判において私たちは「伊方 3 号炉の安全性は証明されておらず、原告らの人格権を侵害する具体的な危険が認められるから、伊方 3 号炉の運転は差し止められるべきである」と主張しており、3 月 18 日には判決が出る予定です。 福島原発事故から間もなく 14 年。あろうことか、政府のエネルギー政策は原発依存の方向に逆戻りしようとしています。しかし、原発事故の非常事態宣言は解除されていません。汚染水は海に流され、炉内のデブリ取り出しすら困難を極めています。放射線起因と見られる病に苦しむ人々、事故で避難し家族が分断され人生が激変した人々がいます。決して福島を繰り返してはなりません。 さらに、核廃棄物の始末は見通しが立っていません。昨年、1 月 1 日の能登半島地震では、原発事故の恐怖と避難計画の破綻が明らかになりました。その後も県内外で地震が相次ぎ、2 月 26 日の肱川河口を震源とする地震、4 月 17 日には宇和島市の半島部の地下を震源とした豊後水道地震、8 月 8 日には南海トラフ地震に関する「巨大地震注意」が発出された日向灘地震が起きました。地震等による原発事故で、放射能の放出が起きてしまうと、実質その解消・回復はできず、憲法第 13 条につながる住民の人格権が侵害されます。 そうであるだけに、「人間は地震を止めることができないが、原発は止められる」ことを思い起こすべきです。住民も自治体も、今という時代を構成する全ての私たちは、現在のもとより、将来ここに暮らす人々の恐怖と不安のもとになるものを取り除き、生命の安全が守られ、ここに住まいする自由など及び幸福追求の権利が守られるようにする責任と権利があると考えます。 以上の趣旨によって、私たちは次の点を陳情いたします。 【陳情事項】 住民の、憲法第 13 条に示される、「生命、自由及び幸福追求」の権利が侵害されないよう、議会として「愛媛県知事に四国電力伊方原子力発電所稼働同意の撤回を求める決議」を行い、その旨を知事に伝えること。			
結 果			
令和 7 年 6 月 27 日 不採択			